令和6年度 社内高度AI人材育成講座 仕様書

(1) 講座の概要

区分	内 容
目的	・DXを推進するためのキーテクノロジーとなるAIの導入には、アジャイル開発(運用と改善を素早く何度も繰り返しながら現場にあったシステムを構築する手法)体制が必須であるが、県内企業には、AIの開発を推進する人材は圧倒的に不足している。 ・AIを組み込んだ「システム・設備等」の試作品が作成可能な社内の高度人材の育成を行うことで県内のDXを推進する。
手法	・オンラインによる講義と会場による演習を効果的に組み合わせること *欠席者向けや振り返り用に、期間中見返すことができるよう、動画をオン デマンド配信すること。
対 象	・県内企業に勤め、自社でAIの活用予定の方 ・最低限のPCスキルと、平日含めて自学自習の時間を確保できる方
定 員	• 20名程度
カリキュラム	・主に製造現場で活用が可能なAI(機械学習)に関する内容とすること。 ・以下はカリキュラムの例示であるが、AIを組み込んだ試作品の作成が可能 な人材の育成に寄与する講座の内容とする。 ※時間割は、提案内容とする。全体で120時間程度を想定。 ・講座期間中は、リモートで参加者をフォローしつつ、参加者同士の学びあ いを促進すること。
データ 分析基礎	・企業のデータを統計的に分析可能なレベルに必要な知識を習得 (数学、統計、Python 等)
プログラミ ング基礎	・AI・IoTとの親和性の高いプログラミング言語 (Python等) の基礎習得
AI・IoT基礎	・応用的なAI・IoTに取り組めるための基礎知識とスキルの習得 IoT:エッジデバイス・センサー、ネットワーク、クラウド等の知識とスキル AI:画像認識、時系列データ分析(異常検知、売上予測)等の知識とスキル
実践	・実機を使ってデータ収集(IoT)と収集データをAIで分析するまでを経験 ・実際の企業をフィールドにする取り組みなど、より実践的なスキルが身に 着く内容
研修期間	・令和7年2月末までに講座の全日程を実施すること
到達目標	・企業課題を解決できるAIシステムを企画できる・実際に動くPoCを作成できる (PoC:Proof of Concept)

(2) 委託業務の範囲

	項目	概 要
事前	講座の企画・運営	・講座の企画・運営を行うこと。 ・必要に応じ、県や関係者と進捗報告等を行う会議を開催すること。また、会 議の進行や議事録作成を行うこと。
	教材の開発	・講座で用いる教材を開発すること。
	テキストの 配付	・受講者に教材の電子ファイル(PDF など)を配布すること。
	講師の手配	・教材開発に携わった者を講師として手配すること。
	オンライン 受講の準備 と運営	オンライン配信に必要なプラットフォームを準備すること。
		プラットフォームを選択する際には、以下の機能があることが望ましい。
		・受講者全員が安定して視聴できること。
		・受講人数を管理できること。
		・オンデマンド配信機能も備えていること。
		・受講者が受講時間中、講師や TA にオンラインで質問できること。
	会場の準備 と運営	・座学は、ハイブリッドで開催すること。(リアル会場は、イノベーション拠点「SHIP」(静岡市葵区呉服町2丁目7-26 静専ビル2F)とすること。) ・演習は静岡県工業技術研究所(静岡市)での開催を検討すること。
		*有事の際はオンラインへ切り替えられるように準備すること
	TA の手配	・必要に応じて TA(ティーチングアシスタント)を手配すること。
募集開始~期間中	受講者募集	・講座案内のウェブサイト、申し込みフォームを用意すること
	申込者管理	・参加申し込みの受付、参加費入金確認等を行うこと。 また、各回の出欠を管理すること。
	参加者 フォロー	・講義日以外の機会もオンラインコミュニケーションツール等を活用して、受 講者をフォローすること。また、受講者間の交流も促進することが望ましい。
-		カリキュラムに従って、講義を実施する。
	講義の実施	・オンライン開催:動画を録画・配信し、受講者から質問の受付を行うこと。 ・対面開催:会場の運営、動画の録画を行い、講義を実施すること。 なお、対面開催の場合は、講義の様子を写真撮影すること。
	参加者アン ケート	・参加者アンケートを作成・配布・回収し、受講者のスキル習得状況を確認すること。必要に応じて理解度テストを実施すること。
実施後	動画作成	・講座の概要を紹介する、2分程度のプロモーション動画を作成すること。

(3)受講者負担金

受講者にはテキスト代等の実費(5万円程度)を負担させ、受託者が徴収すること。

(4)納品物

- 対面開催時の写真
- カリキュラムの資料
- ・教材データー式
- ・アンケート・理解度テストの集計結果
- · 実施報告書(実施日、講義概要、参加状況)
- ・プロモーション動画 (一般公開を予定)
- ・受講者リストと修了者リスト

(5) 著作権等の知的財産権の取扱い

- ・知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等)並び に肖像権及びパブリシティ権等(以下、「知的財産権等」という。)について処理済の素材を使 用すること。
- ・受託者は、本委託の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証し、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知するとともに、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・受託者が作成した本契約の成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。

(ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有する物の知的財産権等は、 受託者または当該第三者に留保されるものとする。)

- ・成果物に関する著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者 は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させ ないことを約するものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物に関し、第三者から知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- その他、知的財産権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項については、受託者との協議により決定する。